

# 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説

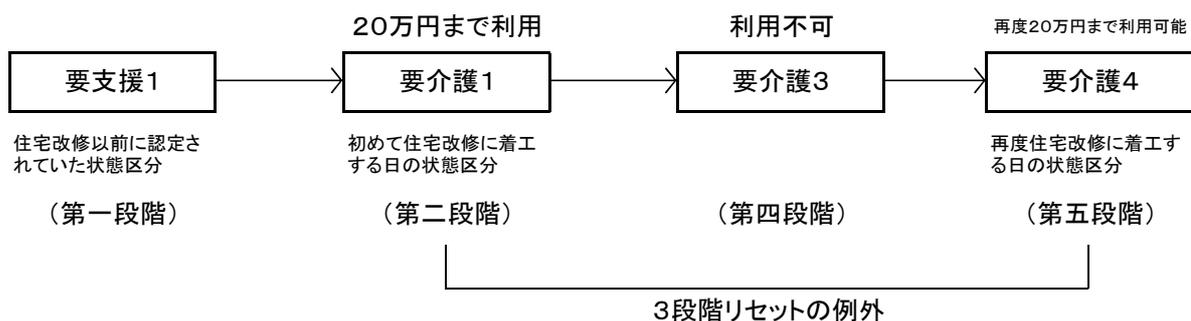
老企第42号 平成12年3月8日 より一部抜粋

(1) 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

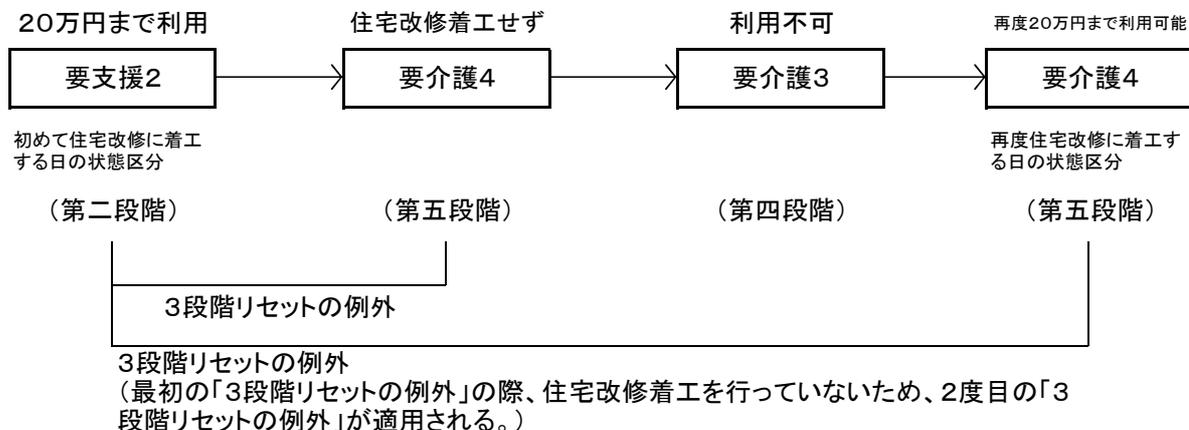
初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能となります(以下「3段階リセットの例外」という。)

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2又は要介護1
第一段階	要支援1又は経過的要介護 旧要支援

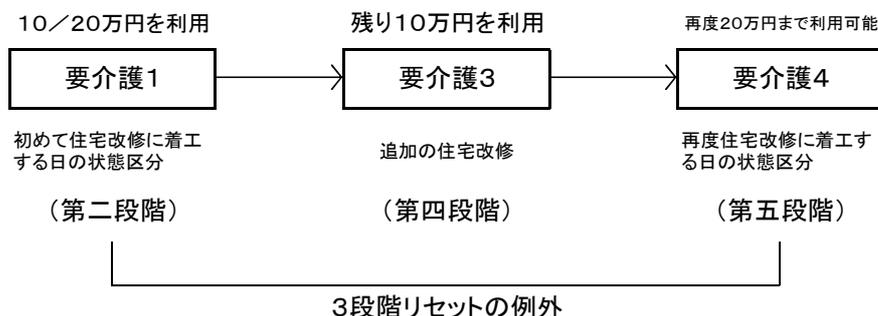
- ① 要支援1と認定された状態で住宅改修を行わず、要介護1で初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで支給可能となります。



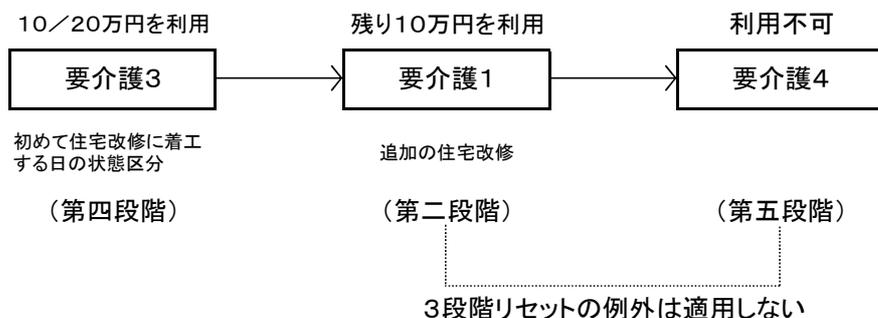
- ② 要支援2のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認定を受けたものの、この時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円までの支給が可能となります。



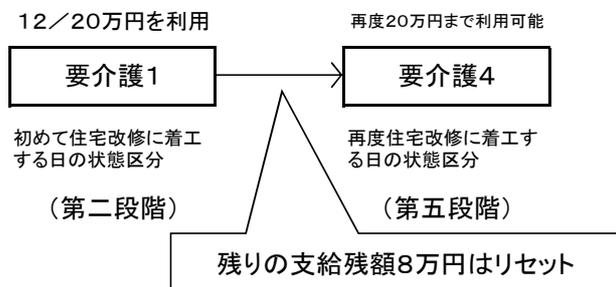
- ③ 要介護1のとき初めて住宅改修に着工して10万円分の支給を受け、その後、要介護3の時点でも10万円分の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて着工した日の要介護1を基準として3段階上がっているため、再度20万円分の支給が可能となります。



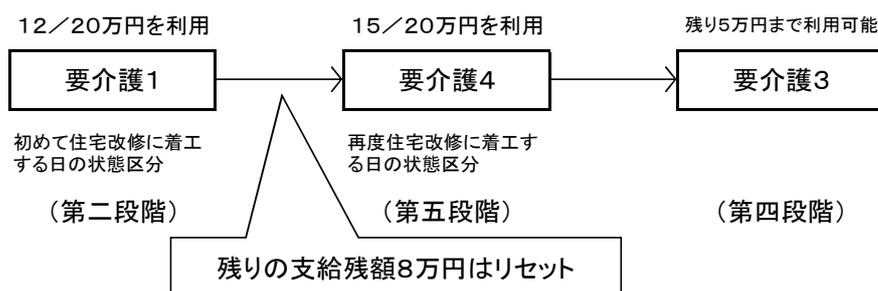
- ④ 要介護3の時に初めて住宅改修に着工し、後に要介護1となって追加の住宅改修を行った場合、後に要介護4と3段階上がっても、基準となるのは初めて着工した時の要介護3であるので、再度の住宅改修の支給はできません。



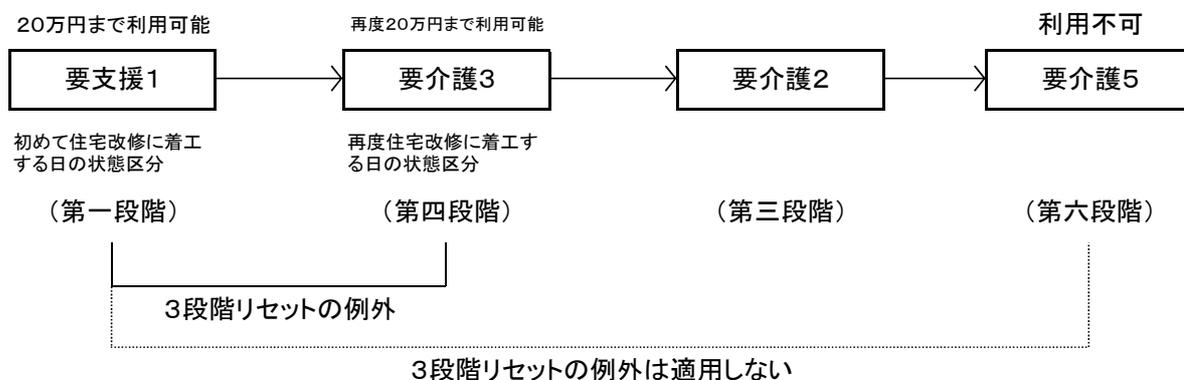
- ⑤ 支給可能残額があっても、要介護等状態区分が3段階以上上がった場合は、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は20万円となります。したがって、要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となります。



- ⑥ ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらず、リセット後で支給限度額管理がなされます。要介護1の時に12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるために5万円までの住宅改修費の支給が可能となります。なお、要介護1の時の支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはありません。



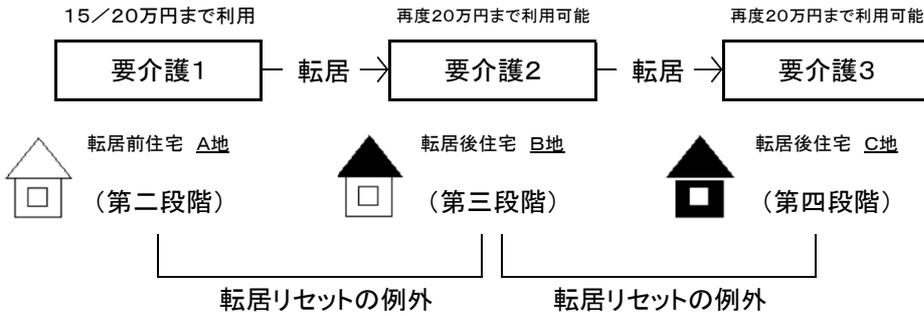
- ⑦ 3段階リセットの例外は、一人の被保険者について一回限りで、再び要介護等状態区分が3段階以上あがっても適用されません。



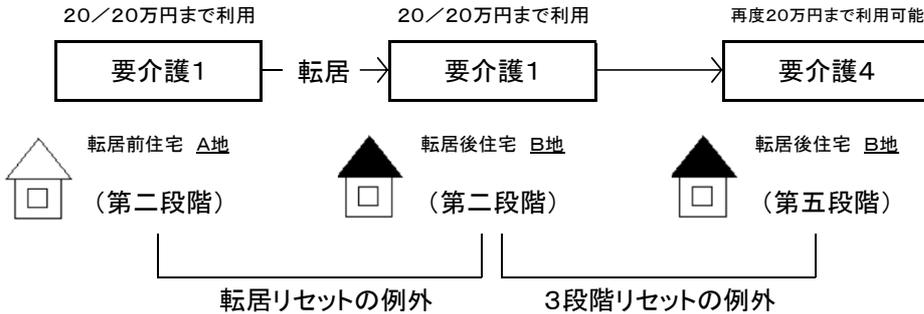
(1) 転居した場合

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況に関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります(以下「転居リセットの例外」という)

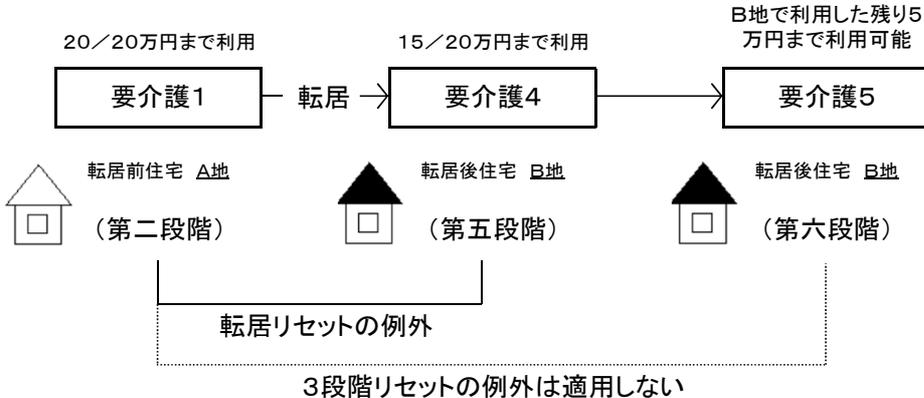
- ⑧ 転居した場合は、転居後の住宅について20万円まで支給可能となるため転居するごとに転居リセットの例外が適用される。



- ⑨ 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況にかかわらず、転居後の住宅について20万円まで支給が可能となります。また、3段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とします。



- ⑩ 転居リセットの例外が優先され転居後の住居について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とするため、3段階リセットの例外は適用されません。



- ⑪ 転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のもの適用されることとなります。

